

保険料の値上げに直結する国保「広域化」に反対する意見書(案)

現在、後期高齢者医療制度の見直しの議論は、国保制度の広域化についての検討にとってかわり、75歳以上の高齢者国保は第一段階、74歳以下の国保(若年国保)は第二段階と位置づけられ、都道府県単位化にむけての議論となっている。

市町村国保会計の困難さはもともと1970年代に60%近くあった国庫負担が、近年は24%程度に削減され、国保料が高額となって未収額が増大しているためであり、市町村単位であるためではない。国保が広域化されれば国民負担は増大する。

現在市町村は国庫負担の削減分をカバーする一般会計からの法定外繰り入れを行っている。11月16日の「第12回高齢者医療制度改革会議」で市町村の法定外一般会計繰入金を解消することが明記されたが、国庫負担の増額については示されていない。広域化で繰り入れができなくなれば、その分が保険料値上げとなることは明らかである。

広域化のためには累積赤字を解消することが前提となるが、国はこの問題については考え方を示していない。大阪府は5月22日の市長会で「府は保険者にはならないし、金も出さない」と明言しており、自治体も一般会計に余裕はない。国も府も自治体も出さないのであれば、赤字解消分も保険料に上乗せとなる。

現在市町村が行っている窓口減免も広域国保では政令軽減以外の減免の設定は困難となり、広域化で市町村の権限がなくなれば、現在の後期高齢者医療制度と同様に住民が役所の窓口で救済できなくなることも明らかである。

以上、繰り入れの廃止、赤字解消、減免の廃止の3点で、国保広域化によって保険料が大幅値上げになることは明白であり、以下の項目について強く要望する。

記

- 1、国保料の値上げに直結する国保広域化を中止すること。
- 2、国庫負担を大幅に増額し、最低1984年以前の水準(医療費×45%、保険給付費×60%相当)に戻すこと。
- 3、国庫負担の増額分は調整交付金とし、所得の低い被保険者の多い自治体に配慮した配分をすること。
- 4、事務費・保険料軽減措置に対する国庫補助について復活・増額をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2010年12月 日

摂津市議会

(日本共産党提出)